



みずおと

発行 平成26年 5月23日
編集 国土交通省 東北地方整備局
新庄河川事務所 鮭川出張所

洪水から守ろうみんなの地域

5月は水防月間です

国土交通省では、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資することを目的に、5月を水防月間と定めています。

本年も、梅雨や台風の時期を迎えるに当たり、国土交通省では以下の取り組みを実施しています。

4/17 安全利用点検



観音寺親水護岸

▼点検実施箇所

- ・水辺の楽校
- ・真室川防災
ステーション
- ・観音寺親水護岸

GW前に、管内の河川敷に危険な箇所はないか確認するために安全利用点検を実施しました。

鮭川出張所では日頃から管内の河川の巡視を行っていますが、地域の方々が日常的に利用している親水施設等を中心に危険な箇所がないか、施設の利用が本格化する時期の前に再度点検しています。

4/25 出水時状況把握訓練

出水時の堤防や河川施設の状況を確認するための訓練を行いました。鮭川出張所管内では3つの班が河川を見回って情報を集め対応します。



現場にて、**状況把握員**が注意すべき箇所を確認し、携帯電話にて情報を送信します。

送信された情報は出張所内で**情報整理員**がまとめます。



5/20 許可工作物点検

鮭川出張所管内の樋管・橋梁・揚水機の許可工作物の機能や安全対策に問題がないか、職員と施設管理者が合同点検を行いました。



橋台から木が生えてきているため、道路管理者へ木を伐採し、再度点検していただくよう指示しました。

鮭川出張所管内トピックス

真室川小学校 河川愛護モニター



今年度もよろしくお願ひします！

4/16 真室川小学校の第1回環境委員会に新庄河川事務所の職員が参加しました。

委員会では、河川愛護モニターに関する説明をし、「川と友だちになった気持ちで、川を大切にしてくださいね」と職員が児童に伝えました。

なお、鮭川出張所では児童の皆さんの意見をもとにモニター通信を発行しています。

(左写真:環境委員会のみなさん)



河川愛護モニターとは…?

川の様子や川への思いを地域の方から発信していただき、個性を生かした川づくりをするため、地元の方に活動していただく制度です。

真室川小学校の環境委員会の皆さんには、昨年7月から参加いただいています。



ご質問・ご意見を
楽しみにしています！

堤防や河川敷での野焼きはやめましょう！

毎年、堤防や河川敷での野焼きが見受けられますが、これらは**大変危険な行為**です。

野焼きによって草が燃えてしまうと、堤防が弱体化し、洪水時に**決壊に繋がります**。また、橋に火が燃え移り、添架されている**ライフラインに被害**が及んだ事例もあります。

野焼きは皆さんの町に大きな被害をもたらす危険があります。

絶対にやめましょう!!!



橋にはガスや水道・電話等のライフラインが通っています！



一步間違えると橋にまで被害がでます！



お問い合わせ

〒999-5203
山形県最上郡鮭川村大字川口字鶴田野3018-4
国土交通省 新庄河川事務所 鮭川出張所 担当 丸山・長南
TEL 0233-55-3020 FAX 0233-55-3083
HPアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/shinjou/>

★「みずおと」をご覧になっての感想やご意見をお寄せ下さい。
★工事現場や河川管理施設を見学されたい方は鮭川出張所までご連絡下さい。

